

○犯罪手口資料の取扱いに関する訓令

本部訓令第1号

平成16年2月12日

(概要)

犯罪手口資料取扱規則及び犯罪手口資料取扱細則に定めるもののほか、犯罪手口に関する資料の取扱いについて必要な事項を定めたもの。